

前橋市は、平成21年の中核市への移行に伴い、景観法が定める景観行政団体となり、同年に前橋市景観計画並びに景観条例を定めました（翌年から施行）。それから16年が経過する中で、景観に関わる各種行政計画（第七次前橋市総合計画、前橋市都市計画マスタープラン等）が策定・改定され、計画策定時点にはなかった新たな計画（前橋市アーバンデザイン、前橋市歴史的風致維持向上計画等）やそれに関連した取り組みもスタートしていることから、これからの景観保全・景観形成のあり方を示すため、現計画の共通指針「人が生きる風景を守り、育む」を基本にしつつ、本市の景観を取り巻く様々な状況変化を考慮しながら、前橋市景観計画の改定作業を進めており、この中で、広く市民から募集した意見・提言を反映するため、改定する計画書（素案）を公表しパブリックコメントを実施します。

パブリックコメント

（１）意見募集の期間

令和8年5月11日（月）～6月10日（水）

※4月24日（金）よりHPにて予告開始

（２）資料の公表方法

市HPのほか、次の場所において資料を公表

- ・市庁舎（9階都市計画課、2階情報公開コーナー）
- ・各支所、市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター

（３）意見の提出方法

所定の用紙に住所、氏名、意見を記入し、公表場所へ直接提出、又は都市計画課へ郵送、ファックス、メールにて提出

（４）市民への周知方法

- ・広報まえばし5月号及び市HPに掲載

スケジュール

R8.5月11日～6月10日

- ・最終とりまとめ（案）に関するパブリックコメント

R8.6月下旬

- ・景観審議会に諮問

R8.7月

- ・都市計画審議会に報告

R8.9月

- ・計画書策定・公示

R9.1月

- ・計画施行